

高額介護合算療養費制度・高額療養費制度(外来年間合算) ～支給対象者となる方へ～

1. 支給要件

・高額介護合算療養費制度

組合員世帯（組合員及び被扶養者）において医療保険と介護保険の両制度を利用し年間の自己負担の合計額が一定額を超えたときに、組合員からの申請に基づき支給されます。

なお、自己負担額の合計額とは、高額療養費、一部負担金払戻金（家族療養費附加金）並びに高額介護（予防）サービス費の適用を受けた後の自己負担額のことを言います。

・高額療養費制度（外来年間合算）

70歳から74歳までの高齢受給者（区分一般）の計算期間の外来医療費自己負担額が144,000円を超えたときに支給されます。

2. 合算基準額（年額） 計算期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日

・高額介護合算療養費制度

所得区分	合算基準年額（医療＋介護）	
	70歳未満の方	70歳～74歳の方
標準報酬月額 830,000円以上	212万円	212万円
標準報酬月額 530,000円以上 790,000円以下	141万円	141万円
標準報酬月額 280,000円以上 500,000円以下	67万円	67万円
標準報酬月額 260,000円以下	60万円	56万円
低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護法の要保護者）	34万円	31万円又は19万円

・高額療養費制度（外来年間合算） 144,000円

3. 申請方法

・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の自己負担額の年間合計額が合算基準額を超えた場合は「高額介護合算療養費支給兼 自己負担額証明書交付 申請書」を所属所経由で共済組合へ提出し、支給申請を行います。

なお、以前に加入していた医療保険者や介護保険者が交付する「自己負担額証明書」の添付は不要となったため、交付を受ける必要はありません。

[申請書類] 高額介護合算療養費支給 兼 自己負担額証明書交付 申請書

[添付書類] 地方税関係情報の取得に係る同意書（低所得者に該当する場合）

・高額療養費制度（外来年間合算）

「高額医療費（外来年間合算）支給申請書 兼 自己負担額証明書交付 申請書」を所属所経由で共済組合へ提出し、支給申請を行います。

なお、計算期間における全期間が長崎県市町村職員共済組合加入であれば支給申請は不要です。

[申請書類] 高額医療費（外来年間合算）支給申請書 兼 自己負担額証明書交付 申請書

[添付書類] 地方税関係情報の取得に係る同意書

※これらの申請書や同意書は当組合ホームページからダウンロードすることができます。